

中国電力株式会社に対する電気事業法第106条第3項の規定に基づく 報告徴収について

平成18年11月16日

経済産業省原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部は、中国電力株式会社に対し、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、西郷発電所の排出ばい煙に係る窒素酸化物濃度の超過に関する事実関係等について報告するよう指示しました。

事案の概要

中国電力(株)西郷発電所(1~6号機、内燃力発電所(ディーゼル発電機)、総出力25,320kW、島根県隠岐の島町)において、以下のとおり窒素酸化物排出濃度超過があったと中国四国産業保安監督部に対し、平成18年11月14日に報告があった。

4~6号機(総出力12,660kW)から排出される窒素酸化物濃度が平成16年12月及び平成17年12月に工事計画届出値(1,020ppm)を上回って排出した
平成17年12月には、大気汚染防止法規制値(1,200ppm)を上回る1,530ppmを排出した

指示の内容

別紙(写)参照

照会先

経済産業省 原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部
電力安全課 周藤、小西
☎ (082)224-5742

平成18・11・16中四産保第4号

平成18年11月16日

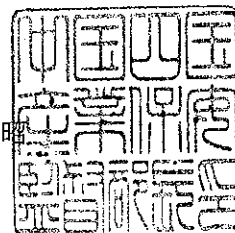
中国電力株式会社

取締役社長 山下 隆 殿

原子力安全・保安院

中国四国産業保安監督部長

佐々木 文 昭



電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告の徴収について

平成18年11月14日に当部電力安全課に報告のあった貴社の西郷発電所における窒素酸化物濃度の超過について、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、下記の事項について調査の上、報告するよう指示する。

なお、報告について不足がある場合は追加的に報告を求めることがある。

記

1. 報告事項

- (1) 西郷発電所の排出ばい煙に係る窒素酸化物濃度の規制値超過について
 - (イ) 窒素酸化物濃度の規制値超過に係る事実の確認結果及び経緯
 - (ロ) 窒素酸化物以外のばい煙量等についての規制値超過の事実がないかどうかの確認結果及び経緯
 - (ハ) 上記(イ)～(ロ)までの確認の結果、規制値を超過しているものがある場合、その原因究明結果、講じた処置の内容及び現状
- (2) 貴社の西郷発電所以外の火力発電所における上記1.(1)(イ)～(ハ)に係る確認結果

2. 報告期限

平成18年12月8日

(電力安全課主管)